

平成24年度当初予算編成方針

予算編成基本方針

1 現状について

昨今の景気の状態は、内閣府がまとめた9月の月例経済報告において、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。」としているところですが、今なお、震災による電力供給の制約や原子力災害の影響が見られるとともに、海外景気の下振れによる為替レート・株価の変動等を起因とした先行きの不透明感によって、デフレの長期化、雇用情勢の悪化懸念も依然として残されているところです。

当市の基幹財源である市税においても、法人市民税では、平成21年度を底にして、わずかながら回復の兆しが見られるものの、一方では、個人市民税を中心に、まだまだ厳しい状況が続くものと予想されます。

国政では、平成24年度概算要求において、国債発行を抑制したなか、高齢化等に伴う自然増に対応するため、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを基本として、各省庁の裁量的経費等において10%の削減を目標とし、義務的経費等においても、合理化・効率化による最大限の節減努力を求めています。

また、東日本大震災からの復旧・復興に必要な経費を賄うため、増税を含めた歳入確保策の具体化が進められているところです。

そして、地方に対しては、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、国・地方合わせた復興財源の確保に取り組むこととして、地方交付税の上積みを目指す方針で進められていますが、被災地への配分が大きくなるものと予想されるところです。

また、給与関係経費や一般行政経費の節減・圧縮についても、避けて通ることは出来ないものとなっており、今後ますます地方独自の経済成長による取り組みをもって税収増を図りつつ、行財政改革に積極的に取り組むことが不可欠となっています。

2 予算編成の基本的な考え方について

継続的、計画的に実施する事務事業に、新規事業を含め全ての経費を盛り込んだ平成24年度当初予算の要求額を把握するため、この通知により要求する範囲は、通年予算を基本とした現行の制度や計画に基づく全ての経費とします。

まちづくり総合計画が現状においては策定段階にあり、財政計画等の関連計画についても見直し途中であることから、暫定措置として、「新発田まちづくり実行プラン」を基本に、「懸案事項・市長指示事項」及び「市長就任以降、個別に指示されてきた事項」等を踏まえたなかで、各部課長等のマネジメントを活用し編成することとします。

予算要求については、「一次要求経費」と「二次要求経費」の二区分で実施します。合併建設計画に登載される事業など、今後さらに大規模事業を控えたなか、高齢化の進展等により社会保障・福祉施策に係る経費が増高する現状等も踏まえた結果として、以下に示す方針により編成することとします。

3 一次要求経費の見積もり方針について

- ・ 各課等单位で、前年度当初予算の一般財源額を基準に、徹底した見直しにより最大限削減することとします。
- ・ 前年度において、臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を基準とします。
- ・ 臨時的な経費が発生し、これを要求する場合においても、原則、基準額内で要求することとします。
- ・ 増加経費が見込まれる場合においても、部課長等のマネジメントによって、一般財源額の範囲内で調整を図ってください（第一段階として、各課等の事務事業内で調整を図ることを基本とし、それでもなお調整しきれない場合においては、第二段階として、部内での調整を図ってください。）
- ・ 平成22年度において、平成23年度事業費を前倒しして実施した事業がある場合は、例外的に、これを基準額に加算することとします。この場合においても、臨時的な経費は控除します。
- ・ 平成23年度において、平成24年度計画事業を前倒しして措置した事業がある場合は、原則、平成24年度において、更なる前倒し要求はしないこととします。

4 二次要求経費の見積もり方針について

- ・ 現状においては、まちづくり総合計画を策定するまでの過渡期にあることから、暫定措置として、後段に示す【優先度の設定視点】により、実態に即した優先順位を部課長等のマネジメントによって設定し、単に新規事業を追加することなく、スクラップアンドビルドによる検討を踏まえた上で、調整を図ってください。
- ・ 重要政策課題事業や普通建設事業については、合併建設計画や財政計画等に登載された年次計画額に基づき要求してください。
- ・ 平成23年度において、平成24年度計画事業を前倒しして措置した事業がある場合は、原則、平成24年度において、更なる前倒し要求はしないこととします。

【優先度の設定視点】

新発田まちづくり実行プラン

懸案事項・市長指示事項

個別に市長から指示されている事項

事業仕分けの外部評価（二次仕分け）による判定結果及び内

部評価（全事務事業総点検）による自主的な見直し内容

その他関連事項等

要求区分にかかわらず、新規事業及び年次計画額を上回る事業等については、別途通知される「提案書」を作成し提出してください。

5 予算調整（査定）について

新発田市予算規則第6条の規定に基づき、企画財務部長及び財務課長が、本方針に照らし合わせて、予算要求額及び内容を確認するとともに、国の地方財政計画や各種制度の見直し状況等を勘案しつつ、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出し、【優先度の設定視点】により事務事業の調整案を作成して、市長に提出します。

最終的な判断は、1月に予定する市長査定（別途通知）により決定することとします。

なお、「提案書」については、予算要求ヒアリングから市長査定までを通じて、予算編成過程における意思決定手段として活用を図ることから、十分に内容精査の上、作成してください。

予算要求基準

1 予算要求区分について

予算要求については、「一次要求経費」と「二次要求経費」の二区分で実施します。一次要求経費は、これまで実施してきた区分と同様に「人件費（固定経費）及び経常経費（運営経費）」を対象とし、二次要求経費は、「政策経費（事業経費）及び特別会計に属する経費」とします。

2 事務事業コードの見直しについて

まちづくり総合計画の策定にあたって、現在、総合計画（基本目標～政策～施策～事務事業）体系の見直しを進めています。これに伴い、平成23年10月11日付け企第486号で依頼の体系により、財務会計システムの事務事業コードの修正を行いますので、留意してください。

3 予算要求基準について

【歳入に関する事項】

（1）全般的事項

各種未収の税、分担金、負担金、使用料、手数料等の歳入金については、完全収納に努め、財源の確保・拡充に努めること。
また、広告料収入などの新たな財源の確保に努めること。

（2）国県支出金

国・県の動向に留意し、適正な見積もりを行うこと。
また、常に情報収集に努め、予算要求後に制度変更等があった場合は、早急に財務課へ報告の上、要求訂正を行うこと。
特に、制度の変更により市の持ち出し（市債及び一般財源等）が増額となる事業については、単に加算することなく、再度、事業の必要性や実施内容等を十分検討の上、見直し要求をすること。

(3) 分担金及び負担金

負担率については、受益者負担の原則に基づいて、事業の性格、受益の限度等を十分検討した上で、適正に見積もること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

$$\begin{aligned} \text{要求額} &= \quad + (\quad \times (\quad / \quad)) \pm \text{特殊要因} \\ &\text{H 2 3 (4 月 ~ 9 月) 実績} \quad \dots \\ &\text{H 2 2 (4 月 ~ 9 月) 実績} \quad \dots \\ &\text{H 2 2 (1 0 月 ~ 3 月) 実績} \quad \dots \end{aligned}$$

(4) 使用料及び手数料

施設の使用料については、平成19年6月26日付け総第860号で通知された「施設使用料見直し方針」により、受益者負担の原則に基づいて適正に見積もり、個別に条例等を整備し料金を設定している場合は、これに従って要求すること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

$$\begin{aligned} \text{要求額} &= \quad + (\quad \times (\quad / \quad)) \pm \text{特殊要因} \\ &\text{H 2 3 (4 月 ~ 9 月) 実績} \quad \dots \\ &\text{H 2 2 (4 月 ~ 9 月) 実績} \quad \dots \\ &\text{H 2 2 (1 0 月 ~ 3 月) 実績} \quad \dots \end{aligned}$$

(5) 財産収入

土地等の貸付料については、固定資産評価額等を勘案して、適正に見積もること。

また、財産売払い収入については、処分価格、処分方法等法令に基づいた適正な収入額を見積もるとともに、遊休財産等については、一層の処分促進を図ること。

(6) 諸収入等

一層の財源確保に努めるとともに、過去の実績等を参考にして適正に見積もること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

$$\text{要求額} = \quad + (\quad \times (\quad / \quad)) \pm \text{特殊要因}$$

H 2 3 (4 月 ~ 9 月) 実績	...
H 2 2 (4 月 ~ 9 月) 実績	...
H 2 2 (1 0 月 ~ 3 月) 実績	...

【歳出に関する事項】

(1) 全般的事項

「人件費（固定経費及び特別会計に属する経費）」について
 正職員は現状の組織・職員体制に基づき、適正に見積もること。
 また、臨時、パート職員等は、更に課内の業務効率化を推進するとともに、正職員の効率的、効果的、かつ臨機応変な業務分担により、必要最小限の要求とすること。

一次要求経費のうち、「経常経費（運営経費）」について
各課等单位で、前年度当初予算一般財源額を基準として、最大限削減に努めること（必要に応じて部課等单位で調整）。

二次要求経費のうち、「政策経費（事業経費）」について
単に新規事業を追加することなく、スクラップアンドビルドによる検討を踏まえた上で、調整すること（合併建設計画及び普通建設事業等の年次計画により進めている事務事業は、当該計画額を超えない範囲）。

(2) 職員給与費

職員給与費については、一括、人事課で見積もりの上、要求すること。

ただし、時間外勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、別に定める様式により、担当課で見積もりの上、要求すること。

なお、時間外勤務手当については、原則、振替制度等を活用し、その節減に最大限努めること。

(3) 報酬

「新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき適正に見積もること。

なお、次に掲げるもの以外は報酬として予算措置はしないこととしているため、事前に必要な措置を講じること。

【報酬の支給対象者】

- ・ 市議会議員
- ・ 執行機関である委員会の委員
教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、
固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員
- ・ 附属機関の委員及び構成員（法令及び条例に基づくもの）
- ・ 選挙事務に従事する選挙長、投票及び開票管理者並びに投票・開票及び選挙の立会人
- ・ その他非常勤職員（嘱託職員、民生委員、消防団員）

また、嘱託職員報酬の要求に際しては、人事課通知により、事前に人事課へ「雇用計画協議書」を提出すること。

（４）賃金

臨時、パート職員の賃金は、別途、人事課から通知される賃金単価により見積もること。

なお、要求に際しては、人事課通知により、事前に人事課へ「雇用計画協議書」を提出すること。

（５）報償費

報償費については、平成15年10月27日付け行第255号で通知された「謝金の見直し方針」により適正に見積もること。

また、会議出席に対しては、原則、謝礼は支出しないこととしているため、再度精査の上、要求すること。

なお、平成23年度当初予算編成から、会議出席であっても審査業務等、専門的知識に基づき判断を得ることを目的とするものは「協力謝礼」に区分し、原則、1日につき1万3千円を上限としたので、これに留意すること。

（６）旅費

平成24年度当初予算編成において、「研修費の見直し」を行うこととします。

研修に関する旅費等については、今回の予算要求から、人事課の確認を受けたもののみ予算措置することとしたため、別途、人事課から通知される文書に従って要求すること（研修に必要な消耗品費（資料代）及び負担金等も含む。）。

(7) 燃料費

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

単価(税抜き)	平成23年9月16日現在
レギュラーガソリン	@136円/リットル
軽油	@123円/リットル
灯油	@98円/リットル
重油	@93円/リットル
LPGガス	小口(9.56m ³ 未満)@490円/m ³
	大口(9.56m ³ 以上)@450円/m ³

距離数または数量

要求額 = $\quad + (\quad \times (\quad / \quad)) \pm$ 特殊要因

H23(4月~9月)実績 . . .

H22(4月~9月)実績 . . .

H22(10月~3月)実績 . . .

1リットル当たりの走行距離

H22年10月~H23年9月の平均 \pm 特殊要因とする。

なお、今後、予算編成過程において、大幅な価格変動が生じた場合は、財務課において単価調整を行う場合がある。

(8) 光熱水費

決算見込み額を精査して、適正に見積もること。特に、昨年度、料金改定があった水道料金等の見積もりにあたっては留意すること。

計画停電の取り組みによる執行額の変動を考慮するとともに、今後も節減に最大限努めること。

なお、経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

(都市ガス、水道、電気、下水道)

要求額 = $\quad + (\quad \times (\quad / \quad)) \pm$ 特殊要因

H23(4月~9月)実績 . . .

H22(4月~9月)実績 . . .

H22(10月～3月)実績 . . .

LPガスは「燃料費」、都市ガスは「光熱水費」に区分されるので、これに留意すること。

(9) 手数料(委託料)

手数料については、特定の者から一定のサービスの提供を受けることへの対価であり、基本的には個別の役務に関して明確に区分できるような、単件の経費を対象としている。

類似の役務を一定の期間内に複数回提供してもらう、あるいは役務の提供が業務全般に及ぶなどの場合は、委託料での予算措置がふさわしい場合があるので、留意して要求すること(判断に迷った場合は事前相談のこと。)

(10) 修繕料(工事請負費)

施設等の維持管理費については、施設の現況、整備計画、緊急性等を勘案して、適正に見積もること。

また、施設の維持補修費については、事前に建築課へ依頼し、専門的な見地による必要性、緊急性等の判断(通常、年度当初に実施)を受けた上で予算要求するとともに、建築課での要求と重複しないよう確認・調整を図ること。

なお、一件50万円以上の建物、道路等の修繕を目的とする業務は、原則、工事請負費として予算要求すること(工事内容によっては、別途、設計委託料が必要となる場合もあるので、留意すること。)

物品の修繕は、金額の多寡に関係なく、担当課において修繕料で要求すること。

なお、物品本体の入替等を伴うもので、本体価格が設計・見積額の大半を占める場合は、備品購入費で要求すること。

ただし、畳の入替え等、建物の附属物の修繕に関しては、物品(備品)購入には該当しない。つまり、一件50万円未満の場合でも、備品購入費ではなく修繕料に、50万円以上の場合には工事請負費になるので、これに留意すること。

(11) 食糧費

以下の場合を除いて、原則、一般職員の飲食に係る経費は予算対象外とする。

【予算対象経費】

- ・ 市長、副市長及び教育長の代理及び随行に係るもの
- ・ 市議会議員の代理及び随行に係るもの
- ・ 行政委員会の委員等の代理及び随行に係るもの

(12) 保険料

今年度、自賠責保険料の改定があったことから、予算要求に際しては留意すること。

(13) 委託料

委託料については、平成17年9月20日付け行第222号で通知された「委託料見直し方針」により適正に見積もること。

特に、施設・設備等に関連する保守委託料については、経費節減の観点から、修繕の実績を確認して、委託料による定期メンテナンスが妥当なのか、修繕料によるスポット補修が合理的なのかを比較検討した上で要求すること。

類似する業務の委託に関しては、組合せによる発注が合理的な場合もあるため、事前に契約検査課と協議の上、有効な組み合わせで契約事務の効率化と経費の削減を図ること（例えば、これまで別々に発注してきた日常清掃と定期清掃などにおいて、両者を組み合わせて発注する方が、市にも業者にも有利な場合には、一契約として長期継続契約とする方法がある。）。

(14) 備品購入費

車両類の入れ替えに際しては、単に経過年数や走行距離数のみにより安易に要求することなく、安全性の確認や維持管理経費と購入費を比較検討の上で、要求を行うこと。

なお、見積書の徴取に際しては、標準的なオプションのみとし、原則、エコカーの導入を進めること。

(15) 補助金・負担金

補助金、負担金については、平成16年10月4日付け行第221号で通知された「負担金、補助及び交付金の見直し方針」により適正に見積もること。

特に、対象団体等の決算見込額における「繰越金の状況等」を勘案し、その必要性を十分検討すること。

また、新発田市法令外負担金の対象である負担金等については、別途通知する「法令外負担金・補助金要望調書」を提出すること。

なお、一部事務組合負担金については、当市の予算要求期間には必要経費が未確定のため、平成23年度当初予算額と同額を仮に要求入力することとし、要求漏れの無いようにすること。

(16) 扶助費

補助事業又は付け足し単独事業については、国、県の動向に留意し、適正に見積もること。

また、常に情報収集に努め、制度や実施内容に変更が生じた際には、早急に必要経費を見積もることができるよう、事前準備を進めること。

継続事業については、原則、次により算出した額を要求すること。

$$\begin{aligned} \text{要求額} &= \quad + (\quad \times (\quad / \quad)) \pm \text{特殊要因} \\ &\text{H23(4月～9月)実績} \quad \dots \\ &\text{H22(4月～9月)実績} \quad \dots \\ &\text{H22(10月～3月)実績} \quad \dots \end{aligned}$$

(17) 見積書の徴取と予算要求額

適正な契約事務を遂行するため、参考見積もりの徴取と予算要求額の積算については、下記の事項に留意すること。

見積書の徴取についての基本的事項

- ・仕様書を作成し、これに基づき徴取すること。
- ・入札参加資格者名簿に登録のある業者から徴取すること。
- ・市内業者を優先し、二者以上から徴取すること。

但し、契約に際し品質確保が最優先されるため、一者随契約の必要があるものについてはこの限りではない。

- ・参考見積もりにより要求する場合は、平均額とすること。
独自の設計による場合は、設計額とすること。

その他留意する事項

- ・平成23年度契約相手方から見積もりを徴取し、平成23年度契約額と同額の見積もりが提示された場合には、実勢価格として提示されたものなのか、再度確認すること。

- ・新たな長期継続契約締結のための予算要求をする場合は、現状に合わせた仕様書の見直しを行い、新たに参考見積もりを徴取すること。
- ・物品の賃貸借契約締結のための予算要求をする場合には、借入物品の購入金額の参考見積もりを徴取し、これに賃貸借料率を乗じて積算すること。

4 予算要求入力区分

下記の区分により要求入力をする事。

区分		要求区分	編成区分
歳出	一般会計	人件費（固定経費）	当初
		経常経費（運営経費）	
	政策経費（事業経費）	二次要求	
	特別会計	二次要求	
歳入	一般会計	全区分	
	特別会計	全区分	

歳入の要求については、原則、一般財源は一次要求とし、特定財源は充当する歳出の事務事業に合わせて、それぞれ要求すること。

5 予算編成日程

【一次要求経費】

科目登録 10月25日（火）～11月 1日（火）
 予算要求入力 10月25日（火）～11月 7日（月）

【二次要求経費】

科目登録 11月 8日（火）～11月21日（月）
 予算要求入力 11月 8日（火）～11月28日（月）

【歳入】一次要求経費及び二次要求経費

一般財源 一次要求経費の要求期間に合わせて要求
 特定財源 充当する歳出の要求期間に合わせて要求

予算要求の入力時間帯

通常の日

8：30～22：00

最終日のみ（11月7日/11月28日）～15：00

6 その他

予算要求に際しては、再度、新発田まちづくり実行プランをはじめ、各種計画を再確認の上、これに沿った内容とすること（例…市組織の簡略化、人件費・行政経費の削減、ムダの排除、外部委託の推進、情報公開・共有化、エコカーの導入など）。

9月定例会の決算審査において、不用残が多く予算が有効に活用されていないとの指摘を受けています。また、当市では経費の節減及び予算流用の削減、さらには繰越明許費の削減にも取り組んでいます。要求に際しては、単に前年度同額とすることなく、また、必要になるのか不確定な経費を安易に加算することなく、真に必要な経費を精査の上、適正に見積もってください。

震災関連などの臨時的な経費や、隔年で必要となる経費についても、予算要求においては失念することのないようにしてください。

「第2次一括法」による法定事務・権限の移譲に係る経費については、平成23年8月18日付け企第318号の2により事前に照会を行った際の「別紙1 移譲事務担当課回答書」を参考として、必要経費を見積もってください。

予算編成の途中において、国の政策、法改正、震災関連対応、景気の変動及び市長指示等により、予算編成方針に見直しを加える場合があります。その場合においては、改めて通知します。

その他、予算編成事務に係る具体的な要求方法については、「予算編成事務要領」によります。